

1. 趣旨

教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 は、「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、大学が自らの責任で大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要とされている。

本方針は、これをふまえ尾道市立大学における教職課程の自己点検・評価を実施するための基本的枠組みを定めるものである。

2. 点検項目

点検項目は、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」を参考に、次の通りとし、別紙「教職課程自己点検・評価シート」により評価を行う。

各点検項目について、評価の基礎となる資料をもとに自己点検・自己評価を行い、取組状況（現在の状況、評価できる点、改善を要する点とその改善方策・改善状況）を説明する。

- ① 教育理念・学修目標
- ② 授業科目・教育課程の編成及び実施
- ③ 学修成果の把握・可視化の状況
- ④ 教職員組織の状況
- ⑤ 情報公表の状況
- ⑥ 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）の状況
- ⑦ 関係機関等との連携の状況
- ⑧ その他必要と認められる事項

3. 実施体制

教職課程の自己点検・評価は、大学全体としての自己点検・評価活動との連動をはかりながら、教職支援センター運営委員会が中心的な役割を担い、課程認定を有する研究科・学科等と連携して実施する。自己点検・評価結果は、教職支援センター運営委員会から、自己点検・評価委員会へ報告する。

4. 実施時期

教職課程の自己点検・評価は、原則として毎年度実施する。ただし、必要に応じて実施時期を変更できるものとする。

5. 改善方策の策定及び実施

評価結果をふまえ、教職支援センター運営委員会が中心となって改善方策を策定し、課程認定を有する研究科・学科等と連携して、内部質保証のための取組を実施する。改善実施の進捗状況を教職支援センター運営委員会がとりまとめ、自己点検・評価委員会に報告する。